

平成28年定例会

環境生活農林水産常任委員会 説明資料

◎ 所管事項説明

1	「平成28年版成果レポート（案）」について	別冊1
2	第3次三重県食育推進計画（最終案）について	1
3	農林水産分野と福祉分野との連携について	3
4	農林水産分野における防災・減災の取組について	5
5	農地制度改正に伴う指定市町村の指定状況について	7
6	第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の変更について	9
7	「三重の森林づくり基本計画」の見直しについて	10
8	伊勢志摩国立公園指定70周年記念事業について	12
9	各種審議会等の審議状況の報告について	14

別冊1 「平成28年版成果レポート（案）」（農林水産部関係抜粋）

平成28年6月23日 農林水産部

(2) 第3次三重県食育推進計画(最終案)について

県では、国の計画に準じて「三重県食育推進計画」を策定し、家庭や学校、地域における食育の推進に取り組んできました。今般、現行の「第2次三重県食育推進計画(平成23～27年度)」の計画期間の満了に伴い、関係部局と連携して「第3次三重県食育推進計画(仮称)」の策定を進めており、有識者意見聴取会での議論やパブリックコメントでの意見とともに、伊勢志摩サミットの開催により三重の食への関心が高まっている状況をふまえ、最終案を取りまとめました。

1 取組状況

中間案について、食育に関する有識者からなる意見聴取会(平成28年3月15日)を開催しました。また、パブリックコメント(平成28年3月28日～4月27日)による意見募集を実施した結果、11名の方から20件の意見をいただきました。

なお、意見聴取会及びパブリックコメントでの主な意見は次のとおりです。

【主な意見】

- ① 小学生になるまでの食に関する経験が、生涯にわたる食生活に大きく影響するので、就学前の子どもを持つ保護者に対する働きかけが重要である。
- ② 平成25年にユネスコ無形文化遺産に和食が登録されたところであり、計画の中に和食に関する記述を入れてはどうか。
- ③ 目標値を達成することは当然ながら、それがゴールではないので、数字だけにとらわれず、より良い状況を目指してさらに取り組んでほしい。
- ④ 目標値によってはターゲットにする年代を絞り込んだ方が、数値の向上が早くなるような項目もあるのではないか。

2 最終案について

上記①～④の意見及び、伊勢志摩サミットの開催により三重の食への関心が高まっている状況をふまえて、記述と目標値を一部修正しました。(カッコ内は関連のページと項目番号です)

【主な修正点】

- ① 家庭における食育の推進のうち、乳幼児への栄養指導に関して記述した部分に、保護者に向けて施策を推進していく旨を記載しました。(P4第3-1(3))
- ② 地域における食育の推進のうち、食文化の維持・継承に関する部分に、「和食;日本人の伝統的な食文化」を踏まえて取り組む旨を記載しました。(P7第3-3(5))
- ③ 目標値は5年後に向けた到達点ではあるものの、今後、食育を推進していくうえでの最終到達点ではなく、常により良い状況を目指していく旨を目標値の説明文に記載しました。(P9第4)
- ④ 目標値のうち、「栄養バランス等に配慮した食生活を実践する人の割合の増加」について、実践率が低い20歳代及び30歳代の目標値を追加しました。(P9～10第4)

- ⑤ 取組方針に、伊勢志摩サミットを契機として、地域の農林水産物を活用した食育に取り組む旨を記載するとともに、学校における食育の推進のうち、学校給食の充実の部分に、「サミット給食」の取組を契機として、外国の食文化及び本県の郷土料理等への理解が一層深まるよう取り組む旨を記載しました。
(P2 第2-2、P5 第3-2 (2))

3 今後の対応

本委員会でのご意見をふまえて、本年7月末を目途に「第3次三重県食育推進計画」を策定するとともに、県民の皆さんに広く周知を行い、計画に基づき食育施策が促進されるよう取り組んでまいります。

(3) 農林水産分野と福祉分野との連携について

1 現状（背景・課題）

障がい者の雇用機会の拡大が社会的に求められている中、障がい者が農林水産業の新たな担い手として活躍できるよう、県では、農林水産業への福祉事業所の参入支援や障がい者の就労促進など、農林水産分野と福祉分野との連携を進めています。

(1) 農業分野

平成 23 年度から福祉分野との連携を推進しており、(一社)三重県障がい者就農促進協議会と連携し、農業と福祉をつなぐ人材（農業ジョブトレーナー等）の育成や農福連携に取り組む事業所等のネットワーク構築に重点的に取り組んでいます。

その結果、37 件の福祉事業所が農業に参入するとともに、13 件の農業経営体が障がい者を雇用し、合わせて 524 名（福祉事業所 498 名、農業経営体 26 名）の障がい者が農業分野で活躍しています。

引き続き、こうした取組を継続するとともに、特に農業経営体における障がい者の就労機会を拡大する必要があります。

(2) 林業分野

平成 27 年度に、林業用種苗生産事業者を対象に福祉分野との連携に関する勉強会を開催するとともに、種苗生産現場での雇用状況の調査や福祉分野との連携に関する意向調査、種苗生産事業者における障がい者の職場体験を実施しました。

その結果、苗木生産の現場では、小規模で障がい者が参加できる作業が限られているものの、障がい者の雇用に理解を示す事業者があることもわかりました。

引き続き、苗木生産事業者の障がい者の受け入れに向けて取り組むとともに、簡易な木工製品を取り扱う事業者などへも拡大させていく必要があります。

(3) 水産分野

平成 25 年度から若手県職員の仲介により、志摩市社会福祉協議会が、アコヤ貝の種苗生産で使用する付着器制作の受託を始めました。

また、アオサの選別作業など 10 件の漁業作業が 4 つの福祉事業所で受託されるなど、水産と福祉の連携は着実に進んでいます。

さらに、障がい者がカキに付着したフジツボをナタで取り除く作業を行うなど、危険を伴う作業受託も実現しています。

引き続き、作業の安全性を確保するとともに、福祉事業所職員に対し、障がい者が受託可能な作業について広く周知する必要があります。

2 平成 28 年度における県の取組

農林水産分野における障がい者の雇用機会をさらに創出するため、農林水産の各分野が連携して、福祉事業所における施設外就労（福祉事業所による作業請負）や農林水産業への直接参入を支援するとともに、現場のニーズや実情にあわせて、農林水産分野と福祉分野の連携を進めていきます。

また、ポストサミット事業の一環として開催する農福連携全国サミット（平成 28 年 11 月開催予定）を契機に、先進的な事例を情報共有し、その取組について水平展開を促すことができるよう、全国的なネットワークの構築に向けて取り組んでいきます。

（1）農業分野

- ① 福祉事業所の農業参入等に加え、新たに福祉事業所における施設外就労を進めることで、農業経営体と福祉事業所の連携による障がい者の就労機会の拡大を図ります。
- ② （一社）三重県障がい者就農促進協議会と連携して、JAの営農指導員等、幅広い人材の中から農業ジョブトレーナーを選定し、スキルアップを図ること等により、障がい者の就農を支援していきます。
- ③ 農業参入した福祉事業所の経営発展に向けて、品質向上や新規品目導入のための技術指導、福祉事業所向けの経営モデルの策定、商品の高付加価値化に向けた 6 次産業化など、総合的な支援を行っていきます。

（2）林業分野

- ① 新たに木工事業者等を対象に、福祉事業所の実態や障がい者雇用の状況等に関する勉強会を開催し、事業者等の意識の啓発に取り組むとともに、障がい者の受け入れ等に関する意向調査を実施し、福祉事業所との連携が図られるようマッチングなどの支援を行います。
- ② 苗木生産事業者と福祉事業所との連携を進めるため、平成 27 年度に実施した障がい者が参加可能な作業等についての調査結果を事業者に情報提供するとともに、職場体験の取組を拡大し、将来の就業に繋げられるよう支援していきます。

（3）水産分野

- ① 福祉事業所と県が連携し、障がい者によるカキの生産から販売に至る一連の作業実証を行うことで、福祉事業所の漁業参入の可能性を検証します。
- ② 漁協、市町、県の連携により、福祉事業所に委託したい漁業関連作業をリストアップするとともに、作業を斡旋する体制の整備に取り組み、水福連携の拡大を図っていきます。
- ③ 平成 28 年 6 月 1 日、志摩市において県内の福祉事業所職員等を対象に、障がい者がカキ養殖に取り組む現場を視察する現地研修会を実施しました。引き続き、福祉事業所と漁業者等との接点を増やすことで、障がい者が受託可能な作業について周知を図ります。

(4) 農林水産分野における防災・減災の取組について

1 現状（背景・課題）

近年、南海トラフ地震や局地的豪雨等の大型災害の発生リスクが高まっており、施設の損壊や津波による被害等に対し、県では、「事前対策」、「発災時の的確な対応」、「迅速な復旧・復興」にハード・ソフトの両面から対策を講じることとしています。

(1) 農業分野

老朽化した農業用ため池や排水機場の耐震対策及び長寿命化対策を進めるとともに、地域の防災力向上を図るため、平成 27 年度に策定した「三重県農業農村整備計画」に基づき、計画的かつ効率的にハード整備やソフト対策による防災・減災に取り組む必要があります。

また、大規模地震に伴う津波被害から、農地や農業用施設の早期復旧を図るため、平成 27 年度に県が「三重県農業版 B C P」を策定し、国営の 4 土地改良区においても B C P が作成されました。今後、他の土地改良区や共同利用施設を管理する J A 等の B C P 作成を支援し、円滑に早期復旧が実施できるよう普及啓発を図る必要があります。

(2) 林業分野

県民の土砂災害に対する意識が高まる中、防災・減災対策として、整備着手率が約 50%にとどまっている県内の山地災害危険地区の整備を進めるとともに、同地区周辺に居住する住民に対し、危険箇所の周知を図る必要があります。

また、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりや、過密化等により水土保持機能が低下した保安林の整備を着実に進めることが重要です。

(3) 水産分野

地震・津波等による被害を最小限にとどめるための漁港・漁港海岸施設の防災減災機能の強化に加え、被災後の漁港の早期復旧と漁港利用者の安全確保を目的として、全ての県管理漁港（12 漁港）で漁港事業継続計画（B C P）の策定を進めています。平成 27 年度には、尾鷲市の三木浦漁港においてモデル的に策定したほか、その策定手順を参考に「漁港 B C P 策定マニュアル」を作成しました。今後、本マニュアル等を活用し、他の漁港における B C P 策定を推進する必要があります。

2 平成 28 年度における県の防災対策

豪雨等による土砂災害や浸水被害の発生防止に向け、農業用ため池や排水機の整備、治山対策、海岸・漁港施設等の機能強化などを計画的に進めます。

また、ため池ハザードマップや農業版 B C P の作成支援など、ソフト対策もあわせて実施し、県民の皆さんの命や暮らしを守る「基盤づくり」に取り組めます。

(1) 農業分野

- ①安全・安心な農村づくりに向けて、「三重県農業農村整備計画」に基づき、決壊時の下流被害が大きいと想定される農業用ため池 23 か所および老朽化の進んだ排水機場 18 か所を対象にハード整備を進めることとしており、本年度は、津市の小古曾池地

区ほか2地区で老朽化した農業用ため池の耐震対策と木曾岬町の源緑輪中地区ほか6地区で排水機場の耐震対策および長寿命化対策を実施します。

また、ソフト対策として伊賀市ほか3市町で9か所のため池ハザードマップの作成を支援するとともに、地域住民への情報提供や地域の防災体制の構築に向けた支援に取り組みます。

- ② 農業版BCPについては、市町、土地改良区やJA等への説明会などを実施し、農業関係施設におけるBCPの作成を支援するとともに、桑名および松阪地域で災害図上訓練を実施し、作成されたBCPのブラッシュアップ支援を行います。

(2) 林業分野

- ① 山地災害危険地区において、松阪市中垣内地区をはじめ、新たに30地区で、溪流に堆積している土砂の流下を止める治山ダムや山腹の崩壊を防ぐ土留工等の治山施設の整備を実施します。また、山地災害危険地区情報の地域防災計画への掲載・県ホームページでの公表や、データ放送「暮らしの便利帳」等での情報提供により、県民の土砂災害に対する防災意識の醸成を図ります。
- ② 導入3年目を迎える「みえ森と緑の県民税」事業では、大台町余谷地区をはじめ41か所で災害緩衝林整備を実施し、全体計画150か所のうち111か所（進捗率74%）の整備を目指します。併せて、その機能が低下した保安林において、本数調整伐等の森林整備に取り組みます。

(3) 水産分野

- ① 防災減災機能の強化に向け、県営漁港施設12漁港のうち、防災拠点4漁港における耐震対策などとともに、老朽化した施設の機能保全を計画的に進めることとしており、本年度は、錦漁港において耐震強化岸壁の整備などを実施し、三木浦漁港他3地区において老朽化した施設の長寿命化対策を進めます。また、県営漁港海岸については、大淀漁港他1地区において耐震対策や施設の長寿命化計画の策定などに取り組みます。
- ② 漁港BCPについては、「漁港BCP策定マニュアル」を活用し、三重県地域防災計画に防災拠点漁港として位置づけている2漁港（錦漁港（大紀町）、波切漁港（志摩市））での策定に取り組むとともに、マニュアルの普及等を通じて、市町管理漁港での策定を促進していきます。

また、平成27年度に策定した三木浦漁港地域においては、尾鷲市、三重外湾漁協、三木浦地区自治会、漁港建設協会などの関係機関と連携しながら、勉強会や訓練の実施などBCPの実効性を高める取組を進めていきます。

(5) 農地制度改正に伴う指定市町村の指定状況について

1 背景

農地転用許可権限の移譲など農地制度の改正については、知事が座長を務めた「農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム」において、考え方をまとめ、国へ提言などを行ってきました。

その結果、農地転用許可権限については、4ヘクタールを超える農地転用について国との協議が残ったものの、全ての権限が都道府県又は農林水産大臣の指定する市町村（指定市町村）に移譲されることとなりました。

(参考：農地法の一部改正に伴う許可権者及び許可面積の比較)

	改正前	改正後
許可権者	4ha 超	4ha 超
	4ha 以下 2ha 超	4ha 以下
	2ha 以下	2ha 以下

改正前	改正後										
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">国</td> </tr> <tr> <td colspan="2">都道府県 (国協議)</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>市町 事務処理特例による移譲</td> </tr> </table>	国		都道府県 (国協議)		都道府県	市町 事務処理特例による移譲	<table border="1"> <tr> <td>都道府県 (国協議)</td> <td rowspan="3">指定市町村</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>市町 事務処理特例による移譲</td> </tr> </table>	都道府県 (国協議)	指定市町村	都道府県	市町 事務処理特例による移譲
国											
都道府県 (国協議)											
都道府県	市町 事務処理特例による移譲										
都道府県 (国協議)	指定市町村										
都道府県											
市町 事務処理特例による移譲											

2 「指定市町村」の指定基準

「指定市町村」の指定は、農地転用許可権限等を行使したい市町村が、国（農林水産大臣）に申請を行い、

- ・優良農地を確保する目標を定めること
 - ・農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること
 - ・農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていること
- などの基準を満たす場合に受けることができます。

3 県内の指定状況

県内では次の12市町が平成28年6月1日に指定を受けています。

津市 松阪市 鈴鹿市 名張市 鳥羽市 伊賀市
東員町 朝日町 大台町 度会町 大紀町 南伊勢町

4 今後の対応

県内市町が指定市町村の指定を受けられるよう積極的に支援するとともに、指定後も制度が適切に運用されるよう、相談体制の整備や事務処理を整理したハンドブックの提供など技術的助言等を行ってまいります。

(参考)

全国の「指定市町村」の指定状況（平成28年6月1日現在）

本県以外では、6県9市で指定されました。

神奈川県	横浜市
新潟県	新潟市、長岡市
福井県	越前市
長野県	飯田市
三重県	津市、松阪市、鈴鹿市、名張市、鳥羽市、伊賀市、東員町、朝日町、大台町、度会町、大紀町、南伊勢町
岡山県	岡山市、総社市、高梁市
長崎県	諫早市

(6) 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の変更について

1 現状（背景、課題）

現行の第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（計画期間：平成 24 年度から平成 28 年度まで）は、増えすぎた鳥獣の管理を目的として策定しています。

これまで計画の基となるシカの生息頭数の推定は、「糞粒法」で行ってきましたが、調査区によるばらつきが大きく、年度間の変動が大きいなどの課題がありました。

そこで、糞粒法よりも精度が高く、国も平成 25 年度から採用している「ベイズ推定法」に切り替えるとともに、生息数管理をより適正に行うため、今回計画の見直しを行うこととしました。

2 取組状況

計画の見直しにあたっては、平成 28 年 3 月から、国、隣接県、県内市町と協議を行ってきました。

作成した変更案について、平成 28 年 3 月 14 日から 4 月 13 日まで、パブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

平成 28 年 5 月 9 日には、鳥獣保護法に基づき公聴会を実施し、6 名の方から 6 件のご意見をいただきました。

主な意見は次のとおりです。

- ①農林業被害と自然植生への影響を減少させ、人とニホンジカの共生を図っていくためには、管理の目標値を見直し、実態に応じた計画的な管理に資する今回の計画変更は意義があるものとする。
- ②農業被害が増加してきており、年間捕獲頭数の上限を撤廃することには賛成する。
- ③獣害対策等の捕獲に対する予算を確保し、当計画の目標が達成されるようお願いする。

3 変更案について

変更案については、公聴会でいただいた意見を踏まえ、生息頭数のより精度の高い推定方法への変更など、適正かつ計画的に生息数管理を行うため、以下の内容を盛り込みました。

- ・生息頭数の推定方法の変更（糞粒法→ベイズ推定法）
- ・年間捕獲頭数の上限撤廃（17,800 頭→19,300 頭以上）
- ・オスジカの捕獲制限の撤廃（オスの銃猟による制限一人 1 日あたり 1 頭→撤廃）

4 今後の対応

本委員会でのご意見や、自然環境保全審議会（鳥獣部会、平成 28 年 7 月 4 日開催予定）における議論をふまえて、本年 7 月末を目途に計画を変更し、適切に生息頭数の管理を行ってまいります。

(7)「三重の森林づくり基本計画」の見直しについて

1 「三重の森林づくり基本計画」について

三重の森林づくり基本計画は、「三重の森林づくり条例」(平成17年10月21日に制定・施行)の規定に基づき、三重の森林を守り育てる「三重のもりづくり」に関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向などを定めた計画として、平成18年3月に策定し、平成24年3月に改訂したものです。

基本計画において、「三重の森林づくり条例」で定める基本理念のもと、4つの基本方針

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

を定め、三重のもりづくりに関する施策を進めてきたところですが、国の施策の動向や社会情勢の変化などを踏まえて、現在、基本計画の見直しを進めています。

2 見直しの背景

(1) 国の動き

本年5月に閣議決定された、新しい「森林・林業基本計画」において、新たな木材需要の創出と、主伐及び再造林対策の強化等による木材の安定供給体制の構築により、林業・木材産業の成長産業化を目指す方向が示されました。

また、充実した森林資源を循環利用することが、全国的に大きな課題となっています。

(2) 県の動き

前回の改訂以降、県では

- ・平成26年4月に導入した「みえ森と緑の県民税」を活用し、「災害に強い森林づくり」に向けた取組
- ・取得目的が不明確な森林の増加や、管理が不十分な森林の拡大への懸念などから、平成27年度に「三重県水源地域の保全に関する条例」を制定し、水源地の森林の保全や適正な管理のための取組

などを進めています。

また、木質バイオマス需要の増加、住宅着工戸数の減少など、木材の需給構造が大きく変化する中、こうした新たな課題に対応し、林業の活性化を進めるため、

- ・豊富な森林資源を活用した、県産材の新たな需要の開拓
 - ・主伐や低コスト造林の一層の促進
 - ・林業の成長産業化に向け、経営感覚に優れた新しい人材の育成
- などの取組が必要となっています。

(3) 見直しの視点

見直しにあたっては、4つの基本方針を踏まえつつ、国や県における新しい動きを反映し、将来の三重県の森林・林業を見据えた計画となるよう検討を進めます。

3 今後の対応

本年度は、学識経験者や森林・林業関係者等で構成する検討委員会を設置し、これまでの林業施策の検証を行うとともに、三重県の森林のあるべき姿や林業の将来像について検討を行い、「三重県林業人材育成方針（仮称）」を策定することとしています。

検討委員会での議論や、検討委員会と併せて開催する意見交換会、パブリックコメントにおける県民からの意見などをふまえて、基本計画の見直しを進めてまいります。

<スケジュール>

- ・平成 28 年 12 月 環境生活農林水産常任委員会で中間案を説明
- ・平成 28 年 12 月中旬 パブリックコメントによる意見募集
- ・平成 29 年 3 月 環境生活農林水産常任委員会で最終案を説明
- ・平成 29 年 3 月 三重県森林審議会に諮問
- ・平成 29 年 6 月 議案提出
- ・平成 29 年 7 月 三重の森林づくり基本計画策定・公表

(8) 伊勢志摩国立公園指定 70 周年記念事業について

1 伊勢志摩国立公園の状況

伊勢志摩国立公園は、昭和 21 年 11 月に国内で 13 番目、戦後では初めて国立公園に指定され、平成 28 年 11 月に 70 周年を迎えます。

指定区域の 96% が民有地であり、公園内には多くの方が暮らしています。

また、湾内に浮かぶ真珠筏や、海女の姿、悠久の歴史を誇る伊勢神宮など、美しい自然と豊かな海の恵み、暮らしや歴史・文化が融合する世界的にもめずらしい国立公園です。伊勢志摩サミットの開催により、伊勢志摩の知名度は向上しており、世界的にも注目を集めています。

2 伊勢志摩国立公園指定 70 周年記念事業

(1) 事業の目的

指定 70 周年記念事業は、伊勢志摩国立公園の価値や魅力の発信による「インバウンドの拡大」、地域資源を次世代につなげていくための「若者の育成」を柱に、平成 27 年 5 月に設置された「伊勢志摩国立公園指定 70 周年事業実行委員会」が主体となって、美しい自然や歴史・文化を生かしたエコツーリズム等の取組を展開することにより、国内外から人を呼び込むこととしています。

(2) これまでの取組

平成 27 年度においては、海外からの観光客向けに英文ガイドマップ「伊勢志摩でしかできない 50 のことマップ」を作成・配布するとともに、東京で開催された「ツーリズム EXPO ジャパン」等において、伊勢志摩国立公園の魅力を発信しました。

また、11 月に、地元の大学生グループが企画・運営に携わった「地域資源を活用！ U30 (アンダーサーティ) シンポジウム」を伊勢市で開催し、地域資源の活用に取り組む若者等の事例発表、知事や伊勢志摩地域の市町長によるトークセッションなどを行いました。

(3) 平成 28 年度の取組

平成 28 年度においては、ポストサミットの取組として、伊勢志摩国立公園の資源を活用した自然体験型のイベントやエコツアー等を開催し、地域の賑わいを創出します。

11 月には、指定 70 周年記念事業の集大成として、また、エコツーリズムの発展に向けたキックオフイベントとして、「伊勢志摩国立公園指定 70 周年記念式典 & 全国エコツーリズム大会 in 伊勢志摩」を開催し、国内外の多くの方に伊勢志摩国立公園の魅力を体験していただくこととしています。

3 今後の対応方針

伊勢志摩サミットの開催を通じて高まった地域の総合力を生かして、こうした取組を地域が一丸となって展開するとともに、自慢の地域資源を次世代へ継承し

てまいります。

また、サミットの開催により、国内外から多くの注目が集まっている中、自然・歴史・文化などをまるごと体感できる「ナショナルパーク化」を進め、将来にわたって、伊勢志摩地域に多くの人が集い、交流が拡大していくよう取り組んでまいります。

9 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成28年2月18日～平成28年6月2日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	平成28年2月18日(木)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 松村直人 他6名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・みえ森と緑の県民税基金事業の評価方法の見直しについて ・平成27年度みえ森と緑の県民税基金事業の進捗報告
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・みえ森と緑の県民税基金事業の評価方法の見直しについてご審議いただき適当と認められました。 ・平成27年度みえ森と緑の県民税基金事業の進捗について報告しました。
6 備考	委員会に先立って現地視察会を開催しました。

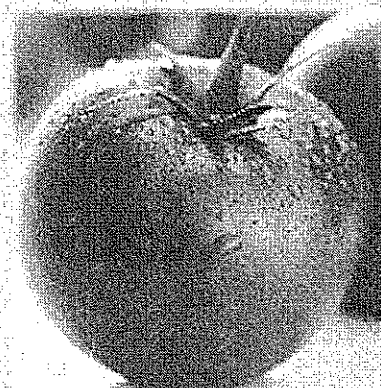
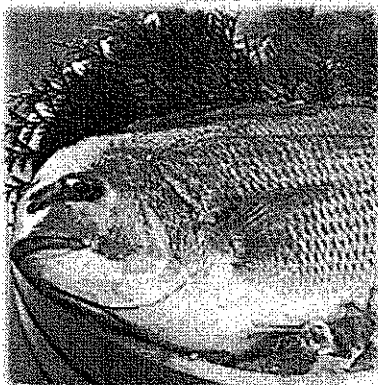
1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	平成28年3月14日(月)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 大野 研 他4名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・日本型直接支払(多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業)について ・中山間ふるさと水と土保全対策事業について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業及び、中山間ふるさと水と土保全対策事業の平成27年度事業実績について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会 森林保全部会
2 開催年月日	平成28年5月10日(火)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川知明 他5名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市地内における林地開発許可申請について ・ 四日市市地内における林地開発許可申請について
5 審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市における林地開発許可申請について審議していただき、適当と認められました。 ・ 四日市市における林地開発許可申請について審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	平成28年5月13日(金)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 大野 研 他4名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本型直接支払(多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業)について ・ 中山間ふるさと水と土保全対策事業について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業及び、中山間ふるさと水と土保全対策事業の平成28年度事業計画について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

第 3 次三重県食育推進計画

(最終案)



「赤ちゃんからお年寄りまで
みえの地物でみんなで食育！」

平成 2 8 年 6 月

三 重 県

第3次三重県食育推進計画（最終案）

第1 三重県の食育の現状と今後の展開

1 これまでの取組と課題

平成17年に食育基本法（以下「法」という）が施行され、法に基づき、平成18年に国が食育推進基本計画を策定し、食育推進の全国的な展開が始まりました。三重県では平成19年3月に策定した「三重県食育推進計画」に引き続き、平成24年2月に「第2次三重県食育推進計画（以下「県2次計画」という）」を策定し、これに基づきさまざまな取組を推進してきました。

この結果、家庭において、生活リズムの向上や望ましい食習慣に関する意識の向上が見られるとともに、学校においては、「食に関する指導の全体計画」の策定が進むなど、食育の指導体制づくりが図られました。また、地域においてさまざまな主体が連携した普及啓発等が行われた結果、栄養バランスに配慮した食生活をしている人の割合が増加するなど、地域での食育実践の輪は着実に広がりつつあります。

しかしながら、食育を次世代につなげていくための若い世代に対する取組や、生活習慣病の予防等、健康寿命の延伸につながる取組をさらに充実させる必要があること、農林水産物とその生産現場への関心・理解を深めることや地域の食文化の継承等が課題となっていることから、食に関わる皆さんが、連携を強めながら今後も主体的に食育に取り組んでいく必要があります。また、平成28年5月に開催された伊勢志摩サミットにより、三重の食への関心が高まっています。これを契機に食に関わる全ての皆さんが改めて自分達の食を見つめ直し、食育の推進につなげていく必要があります。

2 第3次三重県食育推進計画の策定の方向性

今後の食育の推進にあたっては、「食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること」（食育基本法第2条）を旨とし、これまで行ってきた取組とその成果をふまえ、次のキャッチフレーズを掲げ、「みえの食育」に取り組めます。

「赤ちゃんからお年寄りまで みえの地物でみんなで食育！」

（キャッチフレーズに込められた思い）

- ・ 乳幼児から高齢者に至るまで、さまざまな生活を営む全ての県民の皆さんが健全で充実した食生活を実現すること
- ・ 私たちの財産である、各地域の気候・風土に育まれた農林水産物と地域に伝わる料理や風習等の食文化を次世代へ維持、継承すること
- ・ 食に関わる全ての皆さんが、ともに助け合い、支え合いながら、それぞれの立場での食育を実践すること

なお、本計画は法第 17 条に基づく都道府県食育推進計画として策定されるもので、計画期間については、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間としますが、食育を取り巻く情勢の変化等をふまえ、必要な場合には随時計画の見直しを行うこととします。

第 2 「みえの食育」に取り組む方針

1 赤ちゃんからお年寄りまでの食育

乳幼児から高齢者に至るまで、さまざまな生活を営む全ての県民の皆さんが健全で充実した食生活を実現できるよう、施策を講じます。特に、生涯にわたる食習慣の基礎となる、子どもへの食育の取組を確実に推進するとともに、20 歳代及び 30 歳代を中心とする若い世代が、食に関する知識や活動を適切に次世代につないでいけるよう、取組を推進します。

また、少子高齢化が進む中で、健康づくりや生活習慣病の予防等、健康寿命の延伸につながる取組を推進します。

2 みえの地物で食育

平成 28 年 5 月に開催された伊勢志摩サミットにおいて、県産農林水産物を使用したさまざまな料理が提供されたことにより、三重の食の豊かさや価値が広く認識されました。これを契機と捉え、地域の農林水産物を活用した食育活動を推進し、食生活に係る地域の風習等の食文化が次の世代へ維持・継承されるよう支援します。

特に、地産地消運動や、農林漁業の体験活動に係る施策等を講じることにより、県民の皆さんが県産農林水産物に触れ親しむ機会や、生産者をはじめとする多くの関係者により食が支えられていることを知る機会を増やすよう取り組みます。

また、これらにより、食への理解と感謝の念を醸成するとともに、食品ロスの削減、リサイクル等環境を意識した食育を推進します。

3 みんなで食育

食育の取組は幅広い分野にわたるため、多様な関係者との連携・協力を図りながら、食に関わる全ての皆さんが主役となって、それぞれの立場で役割を果たしていく、県民力による「協創」の三重づくりの一環として推進します。

また、市町による食育推進計画の策定と、これに基づく施策の展開について必要な支援に取り組みます。

4 食卓囲んでコミュニケーション

家族等と一緒に食事をすることは、食の楽しさを知る機会であり、行儀作法や栄養バランス等、適切な食のあり方を学ぶ機会であるとともに、お互いの絆を深め、精神的な豊かさをもたらすものです。そこで、食を通じたコミュニケーションに着眼し、みんなと食卓

を囲む共食（きょうしょく）（※1）への理解と実践を促進します。

5 学ぼう、食の安全・安心

食の安全・安心の確保は、食生活における基本となるものであり、継続的に取り組んでいくべき課題です。食の安全に関する知識と理解を深め、自らの食を自らの判断で正しく安心して選択していくことができるよう、情報発信や学習機会の提供を推進します。

第3 具体的施策

1 家庭における食育の推進

家庭は、日々繰り返す食生活の中で、食事や団らんを楽しみながら親から子、孫へと食に関する習慣や知識が受け継がれていく、食育にとって重要な場です。

また、子どもの頃に身に付けた食習慣は生涯にわたって影響するものであり、子どものうちに健全な食生活を確立することが重要です。

そこで、日常生活の基盤である家庭において、食育の取組が確実に実施されるよう、施策を展開します。

（1）生活リズムの向上

適切な生活リズムを身に付けることは、健全で充実した生活を実現する上で重要なものです。とりわけ、食に関する生活リズムは健康に関わるものであり、家庭において身に付けていくことが非常に重要です。

そこで、食に関する適切な生活リズムの習得と質の向上、特に、一日の始まりである朝食の欠食の減少と質の向上について取り組むため、地域住民、民間団体、企業、学校、保育所、市町等への支援を行いながら情報発信や啓発を行います。

（2）望ましい食習慣や知識の習得

家族等と食卓を囲んで楽しく食事をとりながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点ともいえるものであり、食文化や作法の継承、世代間交流等、子育てにとって重要なものと考えられます。

また、生涯にわたる健康づくりと健全な食習慣の基盤として、幼少期から健康や栄養、さらに食の安全、食べ残し等の食に関する環境問題等について正しい知識を学び、適切な食習慣を習得することが重要です。

このため、家庭では食文化や作法等さまざまな食の情報が子どもに伝えられ、また、なにより食を楽しいものと感じるように、家族との食事の機会を増やしていくことが重要です。

このような家庭での取組を支援するため、子育て支援活動や地域づくり活動等の機会を通じて、共食の重要性とともにさまざまな食育に関する情報発信を行い、地域と連携した食育を推進します。

また、学校、保育所等の保護者に対し、給食だよりやリーフレット等を配付し、適切な栄養管理等食育に関する知識等の啓発に努めます。

(3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦の安全な出産と産後の健康回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するためには、妊産婦が食生活への関心を高めて正しい知識を身に付け、健全な食生活を実践することが重要です。

そこで、妊産婦等への栄養指導、食生活指導の充実を促し、さまざまな機会を通じて啓発を行うことにより、食生活への関心が高まるように努めます。

また、乳幼児期は心身の機能や食行動が著しく発達する時期であることから、保護者に対して子どもの発育・発達段階に応じた食生活の実践を促すことにより、健康的な生活リズムや食習慣が定着するよう努めます。

これらについては、市町と協働し、母子保健計画(※2)等との整合を図り、保健医療、子育て支援等の連携と栄養指導の充実に努めます。

(4) 青少年及びその保護者に対する食育推進

青少年期は、食への無関心さ、過度の痩身志向、ストレスの増大等による不規則な食生活や栄養バランスの欠如等が問題となりやすい時期です。このため、生活習慣の基本となる家庭において、正しい食への知識と理解があり、健全な食生活が実践されていることが重要です。そこで、適正な食生活と適正体重、痩身による弊害等についての啓発に努めます。

また、県産農林水産物を活用した料理体験等への参加を促し、食文化ならびに地域食材への理解醸成に努めます。

2 学校、保育所等における食育の推進

成長期にある子どもたちにとって、食育は、生涯にわたって健やかな心と体を培い豊かな人間性を育ていく基礎となる重要なものです。

そこで、学校、保育所等において、市町や関係機関等と連携しながら、それぞれの地域や学校等の実態や子どもたちの発達段階に応じた食育を推進し、子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るよう、施策を展開します。

(1) 学校における食に関する指導の充実

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領の総則に「学校における食育の推進」が明記されており、給食の時間、各教科、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じた食育の推進を図る必要があります。そのため学校は、子どもたちが食について計画的に学ぶことができるよう、校長がリーダーシップをとり、食育担当者(※3)や栄養教諭(※4)を核とし、全教職員の共通理解のもと、食に関する指導の全体計画を作成し、より効果的な指導を推進します。

また、学校教育活動のさまざまな場面を通じて、食生活と健康、規則正しい生活の大切さ、食文化、食の安全・安心等の食に関する指導を行うために必要な時間が十分に確保されるよう努めます。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理に関する体験、食品廃棄物の再生利用等に関する体験等、子どもたちのさまざまな体験活動を進めます。

なお、学校における食育の推進については、家庭や地域と連携し、積極的に取り組みます。

(2) 学校給食の充実

子どもたちの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を促進するため、学校給食の一層の充実を推進します。

学校給食に地場産物を使用することや郷土料理を取り入れることは、子どもたちが地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産等に携わる皆さんや食への感謝の気持ちを育むなど、大きな教育的意義を有しています。このため、農林漁業者等地域の皆さんとの交流を促進するとともに、子どもたちが栽培、収穫したものの給食食材への活用等を行い、学校給食が食に関する指導の「生きた教材」として一層活用されるよう取り組むことで、地域の食文化への理解を深め、食への感謝の念の醸成を図ります。

農林漁業者や関係団体等と連携し、学校給食への地場産物の安定的な納入体制づくりの支援を行うとともに、「みえ地物一番給食の日」(※5)の取組を定着させるなど、学校給食における地場産物の活用を推進します。

また、学校給食での地場産物の利用拡大を図るため、食品関連事業者や生産者団体等と学校給食従事者との情報・意見交換を行う場を設置し、新たな地域食材を活用した食品の開発支援等に取り組みます。

さらに、伊勢志摩サミット開催に合わせて実施した「サミット給食」の取組を契機として、外国の食文化及び本県の郷土料理等への理解が一層深まるよう、学校給食を通じて取り組みます。

食物アレルギーを有する子どもへの対応については、「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」(平成28年2月 県教育委員会作成)をもとに、子どもたちの実態を把握し、個に応じた給食の提供を進めるとともに、安全性を優先した適切な対応ができるよう取り組みます。

(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

子どもの肥満は生活習慣病の大きな要因であり、また過度の痩身は健やかな成長を阻害する要因となります。肥満と過度の痩身の予防には、早期から適切な食生活や運動の習慣を身に付けることが重要です。そのため、子どもやその保護者等に対して啓発を行うとともに、学級担任や栄養教諭、養護教諭、学校医等が連携して、偏食や、肥満・痩身の傾向にある子どもとその保護者への個別的な相談指導を推進します。

(4) 就学前の子どもに対する食育の推進

乳幼児期は生涯にわたる生活習慣の基礎を培い、健康的な心と体を形成する重要な時期です。

保育所等においては、家庭や地域社会と連携のもと、保育士・幼稚園教諭・保育教諭、管理栄養士(※6)、栄養士、調理員等、職員が協力して食育を実践するとともに地域の子育て家庭への食育の情報発信拠点となるよう、啓発に努めます。

3 地域における食育の推進

食育は、乳幼児から高齢者に至るまで継続的に行うべきものであり、「生涯食育社会」の視点で取り組んでいくことが必要です。

また、農林水産業の営みをはじめとする食に関するさまざまな取組は、日々の生活とともに特色ある地域文化の基礎ともなっており、地域社会全体で理解を深めながら取り組んでいくことが重要です。

さらに、全ての県民の皆さんがいきいきと暮らす地域であるためには、生活習慣病の予防や高齢者の低栄養への対策、運動習慣の定着等に取り組んでいく必要があります。

そこで、地域における管理栄養士や栄養士、食生活改善推進員(※7)等による活動や、食品関連事業者による取組、さらにさまざまな地域活動と連携し、地域全体で食育実践の輪が広がるよう、施策を展開します。

(1) 若い世代や多様な暮らしを営む県民への食育推進

20歳代及び30歳代を中心とする若い世代は、これから親になる世代であり、食に関する知識や活動を適切に次世代につないでいけるよう、食に関する知識を深めるとともに意識を高めていくことが重要です。

そこで、さまざまな主体と連携した地産地消の取組、農林漁業体験、消費喚起の取組、健康づくりの取組等を通じて、食に関する効果的な情報提供に努めます。

また、社会環境が変化する中で、子どもから高齢者に至るまで、多様な暮らしを営む県民の皆さんが食への知識と理解を深められるよう、情報発信や学習機会の提供に努めます。

(2) 健康寿命の延伸につながる食育推進

県民の皆さんの健康寿命の延伸のためには、糖尿病等の生活習慣病の予防や肥満、過度の痩身、高齢者における食生活の質の改善等に努めることが重要です。

そこで、生活習慣病の予防及び改善、介護予防の視点から、県民の皆さんが年代やライフスタイルに応じて、望ましい食生活や適度な運動ができるように引き続き「みえの食生活指針」(※8)の普及と定着に取り組みます。

また、豊かな食生活を過ごすためには、十分な口腔機能の発達や維持と、味わいやころのくつろぎにつながる食べ方に関心を持つことが重要であり、関連する情報の提供や歯科保健活動を推進します。

これらの取組については、「三重の健康づくり基本計画」との整合を図りながら、NPO、企業、関係機関・団体、大学、市町と連携して推進します。

(3) 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践

主食・主菜・副菜をそろえ栄養バランスに優れた「日本型食生活」(※9)は、健全な食生活を送る上で重要であり、また、本県の恵まれた気候・風土やさまざまな生産技術により育まれた地域食材や食文化を見つめ直すきっかけとしても期待されます。

そこで、地域食材・食文化に関する情報提供を行うとともに、食生活改善推進員との連携等による日々の食事での地域食材の活用や、一日の食事の組み合わせ等を示した「食事バランスガイド(※10)」等の普及を図り、「日本型食生活」の実践に取り組みます。

(4) 食品関連事業者等による食育推進

県民の皆さんの、生活習慣病の予防や健康増進を推進するには、家庭の食事だけでなく、外食や惣菜・持ち帰り弁当等を家庭で食べる中食(なかしょく)を含めた食事の管理が大切です。

そこで、「健康づくり応援の店」(※11)や「みえ地物一番の日」(※12)キャンペーン協賛の事業者による取組等と協働し、栄養成分表示や「野菜たっぷり」、「低脂肪」、「塩分控えめ」等の健康に配慮したメニュー等を通じ、バランスのよい食事に役立つ情報を提供する機会を増やすとともに、食品関連事業者が行う食育に関する体験活動の取組を推進します。

(5) 地産地消の推進と食文化の維持・継承

地産地消については、身近にある地域の農林水産物やそれらに由来するサービスを消費・享受することを通じて、自らの生活や地域のあり方を見直そうとする県民運動として推進しており、この取組は、県民の皆さんが、地域の農林水産業の営みや食文化について見つめ直すきっかけとしても期待されます。

このため、食品関連事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンや農林漁業者と連携した「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を推進する中で、農林水産業の営みの「見える化」や農林水産物等の県産品の魅力発信に取り組みます。

さらに、農林漁業者、生産者団体、食品関連事業者等と連携し、県内で生産されるさまざまな農林水産物等の食材の魅力を伝え、日常の食生活等における活用を推進します。

また、地産地消の取組は、地域の産品を用いた料理や調理方法や食生活に係る地域の風習等、本県の貴重な財産である食文化を県民の皆さんに見つめ直していただく取組でもあります。このため、「和食；日本人の伝統的な食文化」が、ユネスコ無形文化遺産に登録(平成25年12月)されたこともふまえ、さまざまな主体と連携しながら、情報発信とともに、食文化の維持・継承に向けた取組を推進します。

(6) 農林漁業体験を通じた食育推進

県民の皆さんが、食べ物を大切に思う心や食に関する感謝の念を養うためには、農林漁業者をはじめとする多くの関係者により食が支えられていることを知り、食を生み出す農林漁業や農山漁村への理解を深めることが重要です。

このため、農林漁業体験や地域の食体験により、各地域の気候や風土に応じて営まれる農林漁業やさまざまな生産物、それを育む農山漁村に、子どもから高齢者までの幅広い世代の県民の皆さんに触れ、親しんでいただけるよう、農林漁業者、関係団体、企業、教育関係者等さまざまな主体の連携を深めるとともに、情報発信や研修会の開催等に取り組みます。

(7) 食品ロス削減や食品リサイクルに関する取組

家庭から排出されるごみのうち、約4割を生ごみが占めており、その中には食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）が多く含まれています。

そこで、地域で活動する関係団体、NPO、市町等さまざまな主体と連携し、食品ロスの削減に向けて「もったいない」という環境意識を育むための普及啓発を行います。特に、子どもたちに対しては、学校や地域において自発的・自主的に食べ残しのない食生活が実践できるよう環境学習を推進します。

また、食品関連事業者等の食品リサイクルの取組と連携した食育の推進に努めるとともに、地域で発生した食品循環資源を再生利用した肥料等を使って生産された農林水産物の消費を、地産地消の取組として推進します。

(8) 専門的知識を有する人材の養成・活用

乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしを営む県民の皆さんに対して食育を進めていくためには、個々の主体が取り組むだけでなく、地域全体として取り組むことが重要であり、そのためには地域の取組の核となる専門的な知識を有する人材が必要となります。

このため、教育、医療、福祉、行政等の各職域で栄養指導等を行う管理栄養士や栄養士、給食施設、飲食店等に従事する調理師、農林漁業者、企業や団体等、食に関わる皆さんに対して、資質の向上に向けた研修会等を開催し、協働して食育に取り組む体制づくりを推進します。

(9) 食の安全・安心確保に関する取組

県民の皆さんが「安全で安心な食生活」を主体的に実践するためには、自ら食を選択し、適切に食を扱う力を習得することが重要です。

平成20年6月に制定した「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」(※13)に基づく「三重県食の安全・安心確保行動計画」(※14)により、県民の皆さんが食の安全・安心に関する知識と理解を深め適正な判断、選択を行えるよう、情報提供を充実させるとともに、関係団体、市町等さまざまな主体との連携・協働を深め、食の安全・安心確保に関する取組が地域に根ざした活動となるよう推進します。

第4 目標値

本計画の推進にあたり、次の6つの目標を定め、計画に基づく活動を展開し目標達成をめざします。なお、これらは5年後に向けた目標値ですが、今後食育を進めていくうえでこの値が最終的な到達点ではなく、よりよい状況を目指していくものです。

○朝食を毎日食べている子どもたち（小中学生）の割合の増加

子どもたちの健やかな成長には、健全で規則正しい食生活を送ることが大切です。望ましい食習慣の形成を図る指標として、朝食を毎日食べる小学生（6年生）及び中学生（3年生）の割合の増加を目標とします。

目標指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
朝食を毎日食べている子どもたち（小中学生） の割合（%）	小学生 86.5	小学生 90.5
	中学生 84.0	中学生 88.0

○学校給食における地場産物使用割合（食材数ベース）の増加

学校給食は、食に関する指導の「生きた教材」であり、地場産物を活用することは、食料生産等に対する子どもたちの関心と理解を深めるとともに、地産地消の有効な手段であるため、学校給食における地場産物使用割合の増加を目標とします。

目標指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
学校給食における地場産物使用割合（%）	31.2	38.0

○栄養バランス等に配慮した食生活を実践する人の割合の増加

健全な食生活を実践するためには、一人ひとりが「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを把握、判断し、個々人に適した食事をとることが必要です。そこで、「食事バランスガイド」や「食生活指針」等、食生活上の指針を参考に主食、主菜、副菜をそろえ栄養のバランスや量に配慮した食生活を送っている人の割合の増加を目標とします。

また、若い頃からの健全な食生活を実践することが必要ですが、若い世代の実践率が低い傾向であるため、20歳代及び30歳代の目標値を設定し、その割合の増加を目標とします。

目標指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
栄養バランス等に配慮した食生活を実践する人	49.5	55.0

の割合 (%)	20 歳代及び 30 歳代 38.9	20 歳代及び 30 歳代 45.0
---------	-----------------------	-----------------------

○生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する人の割合の増加

生活習慣病の予防や改善には、日頃から望ましい食生活を意識し、実践することが重要です。そこで、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する人の割合の増加を目標とします。

目標指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する人の割合 (%)	70.4	75.0

○県の「食の安全・安心」の取組の認知度の増加

県民の皆さんが安心して安全な食生活を実践していくには、まず、行政や事業者の取組を知り、正しい知識と理解を深めることが重要です。このため県民の皆さんの理解を計る指標として「食の安全・安心」の取組の認知度の増加を目標とします。

目標指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
県の「食の安全・安心」の取組の認知度 (%)	47.7	55.0

○市町食育推進計画の策定率の増加

地域において食育に関する活動が推進されるためには、さまざまな関係者が食育に関する課題や取組の方向性を共有し、それぞれの特性を活かして連携・協力を図りながら、地域が一体となって取り組んでいく必要があります。このため市町食育推進計画の策定率の増加を目標とします。

目標指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
市町食育推進計画の策定率 (%)	41.4	80.0

○ 用語の解説

1. 共食

家族や友人等と一緒に食事を楽しむこと。

2. 母子保健計画

妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や効果的な母子保健施策の推進に資するため、市町や県が策定する計画。

3. 食育担当者

「食に関する指導計画」の作成や食に関する指導の内容・方法についての研修、家庭や地域との連携・調整等、学校における食育を推進する中心的な役割を担う者。平成 18 年度から三重県の小中学校及び県立特別支援学校の校務分掌に位置づけている。

4. 栄養教諭

児童・生徒の学校給食管理及び食に関する指導を担当する教員。平成 16 年 5 月の学校教育法の改正で創設された。

5. みえ地物一番給食の日

「みえ地物一番の日」に合わせ、県教育委員会と連携して、毎月第 3 日曜日をはさみ前後 1 週間で「みえ地物一番給食の日」を設定し、学校給食への地場産物の導入拡大や生産者との交流推進を図っている。

6. 管理栄養士

栄養士法に基づき厚生労働大臣の免許を受けて、学校・病院・施設・行政等において、栄養の指導等に従事することを業とする者。一定規模以上の給食施設には管理栄養士を置くことが法律によって義務づけられている。

なお、栄養士は、栄養士法に基づき都道府県知事の免許を受けて、栄養の指導等に従事することを業とする者のこと。

7. 食生活改善推進員

「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、「ヘルスマイト」の愛称で地域での料理講習会等を通して健康な食生活習慣を広めるボランティア。自分や家族の健康管理はもとより、地域住民へ食生活改善の輪を広げ、健康づくりの担い手として活躍が期待されている。

8. みえの食生活指針

国による「食生活指針」を県民の皆さんにとって分かりやすく親しみやすい指針として

県が策定したもの。日々の生活の中で、「何をどれだけ食べたらよいか」、「どのように食べたらよいか」等、具体的に食生活を改善する方法を紹介している。

9. 日本型食生活

ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスのとれた食事のこと。我が国における昭和 50 年代ごろの食生活をモデルとしている。

10. 食事バランスガイド

栄養をバランスよくとるために、1 日にとる料理の組み合わせと、おおよその量をコマのイラストで示したもの。

11. 健康づくり応援の店

県では、県民の皆さんの外食や中食を含めた食生活をサポートするために、健康に配慮した食事や健康づくりに関する適切な情報を提供する飲食店等を「健康づくり応援の店」として登録している。

12. みえ地物一番の日

地産地消運動の一環として、三重県産の農林水産物やその加工品に触れ、親しむことで、その背景にある自然、文化、農林水産業の営み等について、見つめ直していただく機会を増やすための三重県独自のキャンペーン。

13. 三重県食の安全・安心の確保に関する条例

県民の皆さんが豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくため、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、「県民の健康の保護」、「食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築」、「安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大」に寄与することを目的として、平成 20 年 6 月に制定。

14. 三重県食の安全・安心確保行動計画

食の安全・安心に関する施策を効果的、総合的に推進するため、三重県食の安全・安心確保基本方針の「基本的方向」、「実施すべき施策」に沿って具体的な取組を明らかにする年度計画。

伊勢志摩国立公園指定70周年記念事業（ポストサミット事業）

別添2

～神に選ばれし唯一の自然 伊勢志摩国立公園～



古より連綿と受け継がれてきた伊勢志摩の自然を未来へ引き継ぐメモリアルイヤー
～世界のリーダーたちも訪れた伊勢志摩からエコツーリズムの魅力を世界に発信～

（伊勢志摩国立公園の特徴）

- 指定区域の96%が民有地であり、公園内に多くの方が暮らす国立公園
- 湾内に浮かぶ真珠筏や、海女の姿、悠久の歴史を誇る伊勢神宮など、美しい自然と豊かな海の恵み、暮らしや歴史・文化が融合する世界的にもめずらしい国立公園
- サミット開催地として国内外から多くの注目が集まっている国立公園



- （取組の概要）
- サミット開催による知名度の向上を生かした伊勢志摩国立公園の価値や魅力の発信による「インバウンドの拡大」と自慢の地域資源を次世代につなげていくための「若者の育成」を柱に、公園内の豊かな自然や歴史・文化などを生かしたエコツーリズムの取組を展開
 - 記念事業の集大成、エコツーリズムの取組の加速・発展に向けたキックオフイベントとして「全国エコツーリズム大会」を開催

■ 記念式典 & 全国エコツーリズム大会in伊勢志摩

(1) 11月20日(日) 志摩市阿児アリーナ

◎ 記念式典

- ・ 自然公園関係功労者環境大臣表彰 他

◎ 全国エコツーリズム大会

- ・ 基調講演「世界に向けた国立公園の目指す姿」
～明日の日本を支える観光ビジョンを踏まえて～
- ・ パネルディスカッション
「世界が訪れたいくなる伊勢志摩国立公園（仮称）」

※実行委員会の地元学生部会「あばばい」がオープニング映像の製作や運営などに携わります。

◎ レセプション(賢島宝生苑)

サミットのワーキングディナーなどでも提供された伊勢エビやあわびなどの地元食材を楽しんでいただくとともに、神恩太鼓や安乗文楽などの郷土芸能、真珠やサミットで使用した竹オブジェなどをご覧ください。



(2) 11月21日(月)

◎ エクスカーション(12本)

日本の原風景とも言える美しい自然や豊かな文化、伝統など伊勢志摩地域の魅力を体験・体感してもらうことを目的に、離島散策、海女小屋体験、シーカヤックなどの体験型小旅行を行います。

(3) 11月22日(火) 志摩市阿児アリーナ

◎ 評価会、分科会

エクスカーション参加者による評価会を行い、エコツーリズムの取組をさらにブラッシュアップし、将来につなげていきます。また、「人と自然をつなぐ」をテーマに分科会を開催し、エコツーリズムの現状と課題やサミットの振り返り、若者が考える地域資源活用などについて議論します。

エクスカーションの詳細

（自然体験型の主なツアー）

□ 海から感じる伊勢志摩国立公園

～英虞湾シーカヤックと真珠体験～

サミット開催地に選ばれた伊勢志摩国立公園の豊かな海をまるごと生かしたツアーです。英虞湾内カヤック、海女小屋体験、真珠体験等海にまつわる体験が楽しめます。

（歴史体験型の主なツアー）

□ 伊勢神宮と古市参宮街道ウォーキング

おかげ参りが盛んな頃、参宮街道沿いに発達したのが「古市」。その歴史ある「古市街道」を歩いて巡り、悠久の歴史を感じていただけます。

（文化体験型の主なツアー）

□ 真円真珠生誕の地を旅する

～伊勢志摩国立公園・真珠養殖と里海の暮らし～

ファーストレディも訪れた真珠養殖発祥の地・英虞湾で、養殖真珠の100年を超える歴史・文化について学びます。

□ 海女小屋体験と初めての石神さんツアー

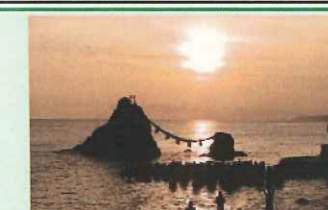
～海女の歴史と心意気にふれる！～

海外メディアからも脚光を浴びた「海女文化や海の歴史文化」などに触れる海女さんづくしの一日。女性の願いならひとつは叶えてくれるという石神さんも巡ります。



■ ファムトリップ 11月20日(日)～22日(火)

- ・ サミットの効果を最大限に生かすため、海外メディア・プレスに、悠久の歴史を紡いできた伊勢神宮をはじめ、海女小屋体験など日本の豊かな文化や伝統を体験・体感していただけます。



（伊勢志摩国立公園の目指す姿）

【将来にわたり伊勢志摩地域に多くの方が集い・交流が拡大する姿】

- 豊かな自然、歴史・文化など地域の魅力を再認識し、適切に保全
- 伊勢志摩国立公園の価値や魅力を世界に向けて発信し、集客の拡大・インバウンドの増大に貢献
- サミット開催で高まった地域の総合力を次世代へ継承

そして、世界をもてなす、「ナショナルパーク」へとつなげる